

徳島県告示第三十三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として、次のとおり指定した。  
 令和四年一月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

氏 名	診療科目	診断する障害の種類	従事する医療機関		指 定 年 月 日
			名 称	所 在 地	
原田 貴文	循環器内科	心臓機能障害	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町一丁目一〇一三	令和四年一月一日
飯間 努	同	同	同	同	同
塩崎 啓登	泌尿器科	じん臓機能障害 ぼうこう又は直腸機能障害	同	同	同
和田 佑馬	外科	ぼうこう又は直腸機能障害	徳島大学病院	蔵本町二丁目五〇番地の一	同
良元 俊昭	同	ぼうこう又は直腸機能障害 小腸機能障害 肝臓機能障害	同	同	同
新居 英二	内科	肢体不自由	阿波病院	阿波市市場町市場字岸ノ下一九〇番地一	同
渡邊 典子	小児科	同	独立行政法人国立病院 機構徳島病院	吉野川市鴨島町敷地一三五四番地	同
竹田 勝則	内科	同	協立病院	徳島市八万町橋本九二番地の一	同